

## 特集

平成17年度決算報告 ……………②～⑤

国民健康保険と

老人保健が変わります ほか…⑥～⑦

まちのわだいアラカルト…………⑧～⑨

みんなのひろば…………⑩～⑪

軽便鉄道 ほか ……………⑫



9月16日(土)中井っ子全員集合 (中井中央公園多目的広場にて)

TVゲームなど、何かと室内で遊ぶ機会が昔に比べて増えてきた子どもたち。この日は、ドッチビーやポートボール、ボール運びリレーなど、みんなで協力しながら体を使って元気よく遊び、会場中から子どもたちの笑顔と歓声が溢れていました。(中井町子ども会育成指導者連絡協議会主催)

# 平成17年度決算報告

平成17年度における一般会計及び4特別会計、企業会計の決算状況が、9月の町議会定例会で認定されました。町の会計は町議会で可決された予算に基づき事業を行っておりますが、町のお金がどのように使われたかを町民の皆様にお知らせします。



決算総額は、74億8640万円となりました。

会計名	歳入	歳出	差引
一般会計	45億4105万円	43億1577万円	2億2528万円
*法人税の減収等により町税が6.3%減 *投資的支出7.7%増			
国民健康保険特別会計	9億2032万円	9億65万円	1967万円
*国民健康保険税収納率89.1% (1.1%増) *保険給付費13.6%増			
老人保健特別会計	6億868万円	6億1627万円	△759万円
*医療件数は4.1%減、医療費総額は2.9%増			
介護保険特別会計	4億6956万円	4億7167万円	△211万円
*介護保険料収納率98.5% (0.3%減) *保険給付費9.9%増			
下水道事業特別会計	7億5944万円	7億3794万円	2150万円
*北窪、宮上、宮原地内の枝線築造工事実施 *公共下水道接続率45.4%			
水道事業会計 (企業会計)	収益的収入 3億1024万円	収益的支出 2億5605万円	5419万円
	資本的収入 7420万円	資本的支出 1億8805万円	△1億1385万円
*盛夏や企業業績好転により水道料金収入3.0%増			
合計	76億8349万円	74億8640万円	1億9709万円

## ▼一般会計

庁舎車庫屋根裏アスベスト除去工事等が一部繰越事業となりましたが、その他事業は計画どおり実施しました。特に井ノ口小学校等学校施設の改修整備や防災行政無線移動系の整備、農産物直売所の建設、地域ポランテアによる防犯パトロールの実施など、安全で安心して暮らせるまちづくりに努めました。

歳入では総額の65.7%を占める町税が2億182万円6.3%減となりましたが、借入金をする事となり運営を行いました。また、財政の弾力性を示す経常収支比率は80.4%であり、健全な財政を維持しています。一般会計における借入金残高は30億849.5万円、積立金残高は9億251.1万円となっています。

## ▼国民健康保険特別会計

被保険者は年々増加傾向で前年より50人、41世帯増加したこと等により、医療機関で治療を受けた場合に支払いを行なう療養給付費等が増加し、保険給付費全体が13.6%増となりました。

また、人間ドック費用の補助や24時間電話による健康医療相談、骨密度測定を行うなど疾病予防に努めました。

## ▼老人保健特別会計

75歳以上の老人及び65歳以上75歳未満で障害の認定を受けた方の医療費の給付を行いました。医療件数は26,157件と前年度比4.1%減少しましたが、医療費総額は2.9%増加しました。また、歳入不足となります759万円を次年度から繰上充用いたしました。

## ▼介護保険特別会計

在宅介護を支援する訪問介護・訪問入浴等の居宅サービスの給付や介護老人福祉施設等を利用する施設介護サービスの給付、福祉用具の購入や住宅改修費及び居宅サービス計画に係る費用等を保険給付しましたが、制度の普及や定着により保険給付費が9.9%増となりました。

また、歳入不足となります211万円を次年度から繰上充用いたしました。



## ▼下水道事業特別会計

水環境保全のため北窪・宮上・宮原地内の枝線築造工事の面整備を実施しました。整備済み区域面積は205.2haに拡がり、計画全面積の55.8%、下水道接続率は45.4%となりました。

下水道事業における借入金残高は、50億4408万円となっています。

## ▼水道事業会計

より良いライフラインの確保や水道施設整備の充実を図りつつ、安価でおいしい飲料水の安定的供給に努めました。

また、水道料金収入は盛夏等により3.0%(833万円)の増加となりました。水道事業における借入金残高は15億9127万円となっています。

## 実施した主な事業

事業名	決算額	町民1人あたり	事業名	決算額	町民1人あたり
<b>総務関係</b>			<b>農業関係</b>		
安全監視員設置事業	395万円	389円	農道整備事業	2,408万円	2,372円
地域防犯対策事業	86万円	85円	農産物生産支援活性化事業	91万円	90円
庁舎耐震調査事業	399万円	393円	酪農振興推進事業	341万円	336円
アスベスト等調査事業	157万円	155円	<b>商工関係</b>		
第五次中井町総合計画策定事業	410万円	404円	中小企業振興融資事業	700万円	690円
生活交通維持対策事業	377万円	371円	商工振興会等支援事業	376万円	370円
地域情報化事業	863万円	850円	美・緑なかいフェスティバル補助事業	360万円	355円
<b>民生関係</b>			観光看板設置事業	283万円	279円
社会福祉協議会補助事業	3,202万円	3,155円	ふれあいと交流の里づくり事業	2,731万円	2,691円
介護予防・地域支え合い事業	539万円	531円	<b>土木関係</b>		
生きがい事業団支援事業	392万円	386円	生活関連道路等整備事業	1億1920万円	11,744円
中井町地域作業所運営費補助事業	1,289万円	1,270円	砂口南が丘線道路改良事業	1億8008万円	17,742円
重度障害者タクシー券助成事業	88万円	87円	人にやさしい街づくり事業	536万円	528円
小児医療費助成事業	1,847万円	1,820円	下水道事業特別会計繰出金	4億2598万円	41,968円
放課後児童健全育成事業	1,006万円	991円	<b>消防関係</b>		
井ノ口保育園移転新築事業	7,110万円	7,005円	足柄消防組合負担金	1億4138万円	13,929円
中村保育園改修事業	1,534万円	1,511円	防災行政無線整備事業	1億2359万円	12,176円
国民健康保険特別会計繰出金	7,777万円	7,662円	<b>教育関係</b>		
老人保健特別会計繰出金	4,473万円	4,407円	外国人講師設置事業	442万円	435円
介護保険特別会計繰出金	1億383万円	10,230円	適応指導教室設置事業	287万円	283円
<b>衛生関係</b>			学校生活支援者派遣事業	631万円	622円
健康管理支援事業	2,560万円	2,522円	学校施設整備及び耐震補強事業	9,214万円	9,078円
転倒・骨折予防事業	92万円	91円	井ノ口幼稚園改修事業	893万円	880円
母子保健事業	479万円	472円	青少年ふれあい交流事業(戸沢村)	150万円	148円
不法投棄防止事業	417万円	411円	青少年交流洋上体験研修事業	51万円	50円
足柄東部清掃組合負担金	8,513万円	8,387円	生涯学習推進事業	95万円	94円
合併処理浄化槽整備事業	505万円	498円	芸術文化講演会事業	33万円	33円
水道事業会計繰出金	1,720万円	1,695円	「中井の野鳥」冊子作成事業	88万円	87円



子ども安全パトロール員



転倒・骨折予防事業

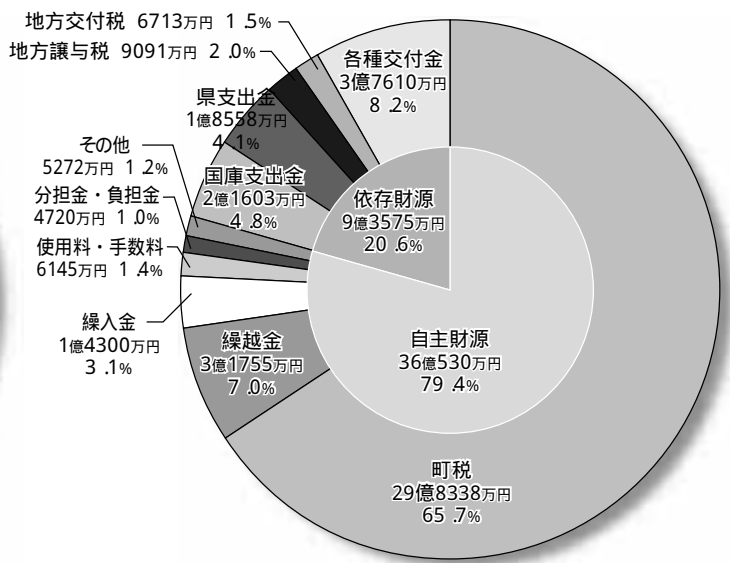
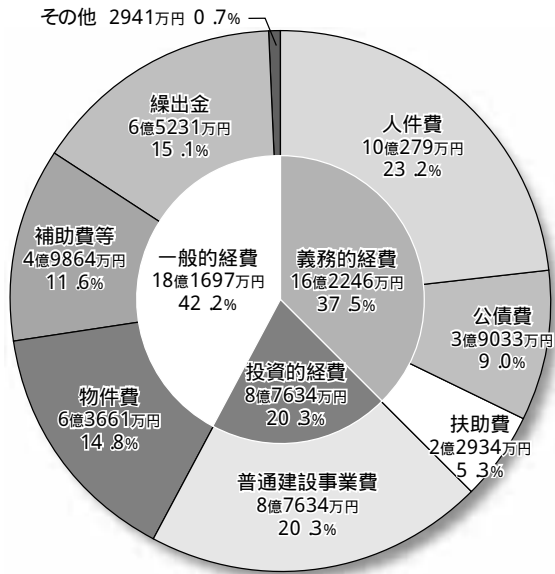


青少年交流洋上体験研修

# 一般会計の概要

歳出総額 43億1577万円

歳入総額 45億4105万円



●町民1人あたりの目的別歳出決算額

<b>土木費</b> 1人あたり 105,006円	<b>民生費</b> 1人あたり 84,212円
<b>総務費</b> 1人あたり 66,735円	<b>教育費</b> 1人あたり 45,865円
<b>公債費</b> 1人あたり 38,456円	<b>消防費</b> 1人あたり 30,365円
<b>衛生費</b> 1人あたり 26,530円	<b>農業費</b> 1人あたり 10,871円
<b>議会費</b> 1人あたり 9,657円	<b>商工費</b> 1人あたり 7,410円
<b>その他</b> 1人あたり 92円	
<b>合計</b> 1人あたり 425,199円	

●町民1人あたりの科目別歳入決算額

		1人あたり
自主財源	町税	293,929円
	個人町民税	47,942円
	法人町民税	48,413円
	固定資産税	186,662円
	軽自動車税	1,770円
	町たばこ税	7,452円
	砂利採取税	1,690円
	分担金及び負担金	4,650円
	使用料及び手数料	6,054円
	財産収入	140円
寄付金	350円	
繰入金	14,089円	
繰越金	31,285円	
諸収入	4,705円	
<b>自主財源計</b>		<b>355,202円</b>
依存財源	地方譲与税	8,957円
	利子割交付金等	1,576円
	地方消費税交付金	14,459円
	ゴルフ場利用税交付金	4,165円
	自動車取得税交付金	6,038円
	地方特例交付金	10,498円
	地方交付税	6,614円
	交通安全対策特別交付金	318円
	国庫支出金	21,284円
	県支出金	18,284円
町債	0円	
<b>依存財源計</b>		<b>92,193円</b>
<b>合計</b>		<b>447,395円</b>

平成18年3月31日現在 人口10,150人



# 70歳以上の方へ

平成18年10月1日から

## 国民健康保険 老人保健 が変わります

平成18年10月1日から医療保険制度が改正され、  
医療費の自己負担割合などが変わりました。

問合せ 町民課 保険医療班 ☎(81)1114

### ■一定以上所得がある人の 自己負担割合が変わります

70歳以上の国保被保険者または老人保健で医療を受ける方(以下、「70歳以上の方」という。)のうち、現役並み所得のある一定以上所得者は、医療機関で支払う自己負担割合が2割から3割に引き上げられます。一定以上所得者以外は1割のまま据え置かれます。(表1参照)



【表1】

平成18年10月1日から	
一定以上所得者	2割 → 3割
一般、低所得Ⅰ・Ⅱ	1割(据え置き)

**一定以上所得者**…70歳以上の方のうち、一定の所得(課税所得が145万円)以上の方が同一世帯に1人でもいる方をいいます。ただし、70歳以上の方の収入の合計が、(表2)に該当する場合、申請により、「一般」の区分と同様になり、1割負担となります。

**一般**…一定以上所得者、低所得Ⅰ・Ⅱのいずれにもあてはまらない方。

**低所得Ⅱ**…同一世帯の全員が住民税非課税の方(低所得Ⅰ以外の方)。

**低所得Ⅰ**…同一世帯の全員が住民税非課税で、かつその世帯の全員の各所得がいずれも必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方。(年金の所得は控除額を80万円として計算します。)

【表2】

世帯構成	70歳以上の方の収入の合計金額
1人世帯	383万円未満
2人以上世帯	520万円未満

### ■高額療養費(高額医療費)の 自己負担限度額が変わります

1ヵ月間(同月内)に医療機関で支払った医療費の自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、限度額を超えた分が高額療養費(高額医療費)としてあとから支給されます。70歳以上の方は、表3のように自己負担限度額が一部引き上げられます。ただし、低所得の場合、自己負担限度額は据え置かれます。(表3参照)